

医学部新設に関する留意点への対応状況の確認（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成27年11月20日（金） 9:39～10:07

2 場所 永田町合同庁舎第1共用会議室

3 出席

<内閣府>

佐々木 基 内閣府地方創生推進室長
川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

<文部科学省>

常盤 豊 文部科学省高等教育局長
寺門 成真 文部科学省高等教育局医学教育課長

<厚生労働省>

渡辺 真俊 厚生労働省医政局医事課長

<有識者>

阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表
鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
奈良 信雄 順天堂大学医学部特任教授
遠藤 久夫 学習院大学経済学部教授

<自治体>

小泉 一成 成田市長
関根 賢次 成田市副市長
吉田 昭二 成田市副市長
宮田 洋一 成田市企画政策部参事
古元 重和 千葉県健康福祉部保健医療担当部長

○藤原次長 それでは、「医学部新設に関する留意点への対応状況の確認」ということで、会議を再開させていただきます。

資料1の医学部新設に係る方針に基づきまして、先ほど行いました成田市分科会での議論を踏まえまして、これは特区法の第7条2項の構成員の公募に唯一応募のございました、学校法人国際医療福祉大学の応募内容につきまして、3府省による確認を行いたいと思います。

なお、本プロセスの透明性・公正性を確保するために、この会議につきましても議事録を公表させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○藤原次長 ありがとうございます。

それでは、確認に当たってのここからの議事進行は、文部科学省・厚生労働省にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○寺門課長 文科省医学教育課長の寺門でございます。当面、司会進行をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、留意点への対応状況の確認に移らせていただきます。

まず、ワーキンググループ委員の諸先生方から御意見等がございましたらお願いを申し上げたいと思いますが、いかがでございましょうか。

阿曾沼先生、お願いします。

○阿曾沼委員 先ほども申し上げましたが、既存の医学部とは次元の異なるという、この次元の異なるというものの考え方や基準をどういうふうを設定して客観的に評価していくのかについて、今後どうお考えになっているのかについて確認をしたいと思います。

例えば、提案では東京医科歯科大学が一つのベンチマークになっておりますが、これに関してはどうなふうに今後進めていくのでしょうか。

○寺門課長 御指摘の点でございますけれども、7月31日の留意点に8つほど、まず1番目について掲げておるところでございまして、今、この点について大学から出てきている。大学の解釈として、東京医科歯科大学と対比しつつ、独自の大学としての特徴を出してきていると思います。

その点については、文科省としては、まずきょうの諸先生方の御意見を十分拝聴した上で、まず確認をさせていただきたいと考えています。そういう状況であるというふうに御理解いただきたいと思います。

○阿曾沼委員 今後、議論を深めていくという認識でよろしゅうございますか。

○寺門課長 必要に応じて、そういった点も配慮していく必要があると思います。

よろしゅうございますでしょうか。

○阿曾沼委員 はい。是非よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○原委員 よろしいですか。今の既存の医学部とは次元の異なるという点ですが、今後さらに議論ということかもしれませんけれども、少なくともきょうの御説明を伺った限りで、最もトップ水準にある東京医科歯科大学の、かつ平成35年度の達成指標を上回るということですので、これは相当程度、次元の異なるものをすぐ実現されようとしているということなのかなと思いました。

とりあえず、今の点についての意見です。

○寺門課長 ほかはいかがでございましょうか。

○阿曾沼委員 済みません。もう1点、次元が異なるという基準についてですが、提案で示されたものは過去の価値観において東京医科歯科大学が示した平成35年度のですから、果たしてそれがベンチマーク先として相応しいかどうかという点も客観的に評価をしていただいて、それを公表し、そして基準を決めていただくといいと思います。これはいい悪いの問題ではなくて、そういった議論が必要と思っております。

○遠藤教授 よろしゅうございますか。

○寺門課長 どうぞ。

○遠藤教授 まだ議論中ですか。

○寺門課長 鈴木先生は特によろしいですか。

○鈴木委員 済みません。

○寺門課長 では、もし。

○遠藤教授 また後ほどコメントさせていただきたいと思うのですが、今のお話に関連するものですから、私、初めての出席なものですからちょっととんちんかんなことを言うかもしれないのですが、まさにこれまでと違う医学部ということで、82番目の普通の大学医学部ではないということだと思っております、それは教育のやり方についてそうだとすることである。

ただ一方で、この設置目的の中で「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針」の2ページの下に「養成された医師が、当初の目的に反して一般の臨床医として勤務するようであれば」云々というものがあるのですが、そうすると一般の臨床医とは違う臨床医をつくるという意味なのですが、つまりどういう医師像をつくらうとしているのか。グローバル化をして感染症に対応して総合診療医であるということなのですが、しかし、それは一般の臨床医で英語が話せる人ということなのかもしれないので、その辺のところがよくわからないという感じもして、やはりそれなりの基準が必要なのではないのかなと思っただけであります。

余りがちがちにつくるのは難しいのかもしれませんが、以上は質問というより意見でございます。

○寺門課長 では、特に留意点の①の部分のお話だと思いますが、その点は第2回の分科会でコメントされていました奈良先生のほうから、もしありましたら御発言を包括的にいただければと思います。

○奈良教授 順天堂大学の奈良でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私は留意点ごとに、私なりの検討した事項を御報告させていただきたいと思います。

まず、留意点の第1点であります。留学生の件、外国人教員の件、それから、教育経験を有する教員の確保ということでございます。グローバル化という観点から、スーパーグローバル校として政府によって応援されている、東京医科歯科大学を参考とした目標設定は妥当ではないかと考えられます。

さらに、東京医科歯科大学よりも高い水準を、しかも医学部単独で目指すということは国際医療拠点としてはふさわしく、特区としてふさわしいのではないかと評価できるかと思えます。

それから、留学生のための奨学金などを、目標を達成するために方策を考えられるということも考えますと、この3つの留意点に関しては対応していると考えております。

4番目でございます、診療参加型臨床実習期間の十分な確保ということ。残念ながら、欧米等に比べて我が国の臨床実習期間は短いのですが、国際医療福祉大学が提案された90週という実習期間は国際基準と比較しても高く評価できるかと思えます。

実際、アメリカなどの医学校でも大体80～82週というのが平均的でございます、90週というものはかなり長い期間をかけて教育されるというふうに評価されるかと思えます。

それから、①-5に書かれてあります大多数科目での英語による授業。それから、6番目の海外臨床実習についてでございますけれども、1年次から段階的に英語による授業とか実習を多く行うように計画されています。英語教育は初等中等教育でも行われているのですが、医療に特化した英語教育を1年次から段階的にやるということは評価できるかと思えます。目標として卒業時に少なくとも英語による診療が可能であるという、国際化にふさわしい目標が設定されるということは評価できるかと思えます。

さらに、多くの大学では一部の学生が海外で臨床実習を行っているのが現実的ですが、全ての学生が海外で臨床実習を行うということは画期的であると考えられ、これも高く評価できるかなと思えます。

それから、①-7に公衆衛生大学院ということも構想に入っております。こういった大学院が設置されますと、海外からの留学生も多く入学するということが予測されますので、国際的な観点から国際的な医療人材を育成するという医学部のコンセプトに合っているかと思えます。日本が国際貢献もできると考えられるかと思えます。

海外の大学との協定ですが、既存の協定や、あるいは今後も協定先をふやしていくということで御説明いただきました。国際医療福祉大学が目指している留学生の多くの受け入れ、あるいは学生の海外派遣を積極的に進められるのに有意義であると評価できます。

それから、実現可能性ということがございましたけれども、来年度、2学部5学科の開設が既に認められたということでございますので、財政状況は安定していると評価できます。さらに成田市あるいは千葉県との協力体制が維持されていけば医学部あるいは新たな病院の運営も問題なく進められていけるものと考えられます。

定員でございますけれども、我が国にとりまして、国際的な医療人材の育成というものは重要な課題になっている点を考慮したいと思えます。現在140名までの定員が認められる特例とは要件が違いますけれども、それを明らかに超える水準の教員数であるとか、あるいは校舎が準備されるということでございますので、140人という定員にふさわしい、質の高い教育環境ができると評価できるかと思えます。

それから、教育上必要な基準ということでございましたけれども、140名の定員でありま

すが、質の高い教育環境が整えられるということ、さらに、国際的な医療人材の必要性を考えると、弾力的な扱いをすることが適当であるかなと思われま

す。こういったことを考えると、全体的には個別の留意点の一つ一つに力を入れる医学部は従来でもあるわけですが、全ての留意点を医学部として満たすということになりますので、先ほどいろいろな先生から御意見がありましたが、際立った特徴ではないかと判断できます。特区として申請するのにはふさわしいのではないかと考えます。

以上でございます。

○寺門課長 ありがとうございます。

○阿曾沼委員 追加でよろしいですか。

教育の成果を考えると、カリキュラムの質、教員の数と質、それから、学生の数と質というもののバランスは成果を出す上でも非常に重要だと思います。奈良先生の御評価も分かりますが、さらに具体的にこの質を担保し、学生が本当に成果を上げていくために全体のバランスをどうしていくのかということもやはり十分議論をいただきたいと思っています。

○奈良教授 まさに阿曾沼委員のおっしゃったとおりでありまして、これからアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、それから、ディプロマポリシーをしっかりとつくっていただいて、国際医療福祉大学が目指す学生を教育できるように担保していかなければいけないかと思っております。

○古元部長 千葉県です。同席を許していただいておりますので。

地域医療への影響という観点で、遠藤先生から大変御発言いただきましたので分科会では発言は申し上げませんでしたけれども、千葉県としては地域医療への影響というものを大変心配している面がございますので、遠藤先生がまさにおっしゃったようなフォローアップを含めましてきっちり、我々も働きかけてまいりたいと思いますが、御留意いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○寺門課長 阿曾沼先生、お願いします。

○阿曾沼委員 厚労省さんにお伺いしたいのですが、600床という要請がありますが、この病床数は特区の病床の特例をお使いになるのか。それとも別途、現在検討が進んでいる地域での病床のあり方という議論の中で考えていくのか。それとも、全く別枠で考えるのか。その辺の御方針なり御見解、もしくは検討の方向性について確認をしたいのですが。

○渡辺課長 厚労省です。

方式としてはどちらもあるということございまして、どちらもし得るのではないかなとは思っているところでございます。

普通で言えば、通常のほうで進めるということで、もしそれでうまくいかなかった場合には特区のほうのスキームでという話になるのかなと思っておりますけれども、それは今後、設置認可申請等々に向けて詰めていくということございまして、実際には医事課でなく

て隣の課になるのですけれども、鋭意やっつけていければと思っております。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

○寺門課長 ほかはいかがでしょうか。

遠藤先生、お願いします。

○遠藤教授 先ほど申し上げましたけれども、このプランが実現していきましても、その途中経過をやはりチェックしていかなければ、あるいは情報の公開がないと、本当に特区としてやる意味があったのかどうかということになりますものですから、何らかの形で情報公開、あるいはそれをチェックするスキーム。これは既に諮問委員会というお話もありましたけれども、それでよいのかどうかも含めた、そういう意味でのチェック機能を検討することは重要なのではないかと。

少し先行しております東北医科大学の場合は、かなり厳しいチェック機能がある。これは特区ですから、あれと同じレベルということは要求するものではないかと思っておりますけれども、それなりの新しい試みでありますから、後に続くものがあるのかどうかは知りませんが、そこをチェックするという、参考にするという意味合いも含めまして、そういう意味での情報提供、情報公開とチェック機構については議論をする必要があるかなと考えております。

以上でございます。

○寺門課長 ほかの留意点でいかがでございましょうか。奈良先生は①、③、④の部分については、今、お話がございましたが、ほかにいかがでございませうでしょうか。

○鈴木委員 済みません。留意点のところではないのですけれども、ちょっと別の観点でよろしいですか。

今、遠藤先生がおっしゃった、後に続くものがあるかどうかとか、あるいはこの検証ですね。ですから、この医学部を設置した後の以降について検証を行うということの考えについてちょっとお伺いしたいことと意見があるのです。

資料1がございませうね。ここの3ページ目に「医師需給を踏まえた全体の医学部定員の中で調整を行う。こうしたことを踏まえ、医学部を新設するとしても、1校とし、十分な検証を行う」。この辺が遠藤先生の問題意識と重なる方針ということだと思っておりますけれども、ここについて、前回の第4回の成田市分科会で私が質問したのは、ここの意味は成田市の中で1校ということなのか。それとも、国家戦略特区全体として1校として縛ってしまうのかということをお伺いしました。

そのときは、局長は常盤さんではなくて吉田さんという方だったと思うのですけれども、吉田さんがお答えになったのは、これはあくまで成田市の国家戦略特区における方針でございますというふうにお答えいただきましたが、その後文科省から国家戦略特区として1校という認識であると伺いました。国家戦略特区として当面、この後、計画があるわけではないので、この1校と限るという認識はそんなにおかしくはないと思うのですけれども、ただ、これを未来永劫縛ってしまうのは、例えば東北薬科大学の例もありますし、何

がこれから起こるかわからないので、未来永劫、国家戦略特区として1校しかやらないという認識に立つのは間違いであろうと思っています。ですから、中長期的な観点で、当面はという御認識にさせていただくべきではないかなと思います。

もう一つは、この後、この国際人材ということをどんどん進めていくと、ほかの大学の医学部もこういう高度人材をふやしたいみたいな動きになる可能性は当然あると思います。そのときには定員増とかそういうことも柔軟に考えることになろうかと思うのですけれども、そういう意味で資料1に書かれている「十分な検証を行う」ということが災いしたくはないと思うのです。つまり、これは国家戦略特区で検証中だからそういうことは一切タッチできないのだ。定員増もほかの新設医学部をつくることもタッチできないのだという拡大解釈をされたくはないので、ここできちんとそれは確認しておきたいのです。

これはあくまで、国家戦略特区の当面はという話であって、この後のほかの医学部の定員増とか、あるいはほかの学校を特区以外でつくるということに関して影響するものではないということを確認させていただきたいのですけれども、この点はいかがでしょうか。

○常盤局長 医学部の新設ということですが、この点について、私どもはやはり医療関係者や大学関係者の間で賛成・慎重、両方の御意見があることは承知しているわけでございます。したがって、これまでの定員増の効果の検証であるとか、あるいは今後の医師需給ということなども踏まえて検討していくべきと考えてございます。

○鈴木委員 つけ加えますと、検証するという事なので、それは別に未来永劫縛るということではなくて、検証の上、その後、中長期的にはいろいろな考えがあるということでもよろしいのでしょうか。

○常盤局長 重ねてのお答えになりますけれども、我々としてはこれまでの定員増の効果の検証、それから、今後の医師需給等ということ踏まえての検討であると考えてございます。

○遠藤教授 よろしいでしょうか。私の名前が出たものですから。

私が後に続くと言ったものは、特区として新たに続くという意味合いで申し上げたわけではなくて、例えばグローバル人材を育てるということ。それは単なる一大学の固有のノウハウでとどめておくのではなくて、それを情報公開するという形で、後からグローバル人材を育てたいと思うような道をつける。そういう意味合いで情報公開が必要である。こういうふうに言ったわけでありまして、必ずしも特区でどうのこうのということを念頭に置いたものではないということでございます。

済みません。以上でございます。

○奈良教授 今の遠藤委員の発言に対しまして、せっかくなつくた大学を今後フォローするという点です。これは非常に大事なことでして、国際医療福祉大学では諮問委員会によってフォローされるとは思いますが、それはあくまでも大学が諮問機関ですから、COIには気をつけなければいけないと思います。

それで、今、私どもが立ち上げているのは、医学部全体を国際基準で評価する機構を立

ち上げ、第三者として客観的に医学部を評価する計画がございます。それで一番大事なことは、各大学それぞれミッションをお持ちですので、それにのっとって教育を行って、そのミッションを達成しているかどうかが一番大きな評価のポイントなのです。

ですから、国際医療福祉大学も開設した後はその機構の評価を受けることにより、客観的な評価によって本当にグローバル化に対応した大学であると評価されます。そういった意味でのフォローは、第三者機関による評価を受けていくことが重要だと思います。

○原委員 よろしいですか。

先ほど鈴木先生から御指摘がありました、この医学部の新設のあり方、それから、定員のあり方というところについては、これまでのこのワーキンググループでも何度か申し上げてきておりますが、今回のこの成田での案件は案件として引き続き早急に検討していくべき課題であると思っておりますので、ここはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あと、今回の留意点の検討というところに戻りますと、先ほどお話がありましたように、1点目と3点目と4点目については冒頭に奈良先生から明快に整理がございましたところで、全くおっしゃるとおりだと思います。

2点目の、地域医療への支障への配慮というところに関しては、これは既に遠藤先生から御指摘があったような、地域医療に影響を及ぼさないような対策をさらにきちんと講じていくということをできれば十分に対応ができるということなのではないかなと思ひました。

その上で、今後のプロセスについてお伺ひしたいと思います。今後、この設置認可申請に向けて対応状況の確認を行っていくということなのだと思いますが、今後、この会議で引き続き、さらに検討いただいた事項を説明いただいて検証していくということになるのでしょうか。どういう御予定になっているのかをお話いただければと思います。

○寺門課長 まず留意点の充足状況というものを、この分科会の御議論を頂戴して3府省で確認するというのがこの段階の重要なステップでございまして、その後は特区のほうの、これは内閣府からも御説明があるかもしれませんが、特区法の手続に従った上で、告示が制定されてございますので、例外として医学部の新設の認可申請ができる。ですから、それ以降は文部科学大臣に対する認可申請をします。文部科学省の審議会等で審査をしていく。特区の趣旨を踏まえて審査をしていく。まず、そういうことになってくるかと考えてございます。

○原委員 では、きょうのこの検討を経て、あとは事務的に御検討されることになるということですね。

○寺門課長 はい。

○原委員 わかりました。

○寺門課長 一通り御議論を、留意点の4点ほどの部分についていただいたかと思ひますが、よろしゅうございますでしょうか。

もしよろしければ、ありがとうございます。留意点の各項目について、今の原先生のお

話をもちまして4点ほど全て網羅したかと思いますが、先生方から一通り御意見を頂戴できたと思いますけれども、各御意見を踏まえまして、各府省としていかがでございましょうか。

では、まず文部科学省からお願いいたします。

○常盤局長 先生方から貴重な御意見を賜りまして、文部科学省といたしましては必要な確認ができたというふうに考えてございます。

○寺門課長 ありがとうございます。

では、厚労省はいかがでしょう。

○渡辺課長 先生方から御意見をいただきまして、必要な確認ができたと思っております。ありがとうございます。

本当にくだいようですけれども、先生方の御意見にあったとおり、事業主体にはいま一度、教員確保に係る地域医療への影響について万全を期していただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○寺門課長 では、内閣府はよろしゅうございますか。

○藤原次長 文科省、厚労省のほうからそういった確認ができたということで、内閣府としても同様に本件を進めてまいりたいと思います。

それでは、ただいまいただきました御意見を踏まえまして、学校法人国際医療福祉大学を医学部新設に係ります特定事業の実施主体という形で、これは特区法上の手続でございますが、区域計画案に位置づけるべく所定の手続に入らせていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○藤原次長 ありがとうございました。

それでは、特区法第8条第3項に基づきまして、本日付で本特定事業、それから、本特定事業を実施しようとする者として、学校法人国際医療福祉大学を公表させていただくとともに、あわせて同条第4項にございます追加の申し出の受け付けを開始させていただきたいと思っております。

追加の申し出が仮にありましたときには、また3府省で早急に対応を協議させていただきたいと思っております。

このような手続で進めさせていただきますので、御了解いただければと思います。

少し時間が押してしまいますが、時間になりましたので、本件を終了させていただきます。

なお、この後、本日の会議の内容につきましては、3府省でブリーフィングをさせていただき予定にしております。この点も御了承いただければと思います。

最後に、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

本日は、朝早くからどうもありがとうございました。これで会議のほうを終了させてい

ただきます。